

令和2年3月26日

保護者の皆様

### コロナウイルス感染症に係る一時帰国中の手続きについて

現在、コロナウイルス感染予防のために現在帰国をされている方、今後帰国を予定されている方が多くいらっしゃいます。一時帰国に関する手続きでは次のような方法がございますのでご確認ください。

- ① 本校を退学して、一時帰国し日本の学校への編入学をする場合は、出発前に「退学届」をご提出ください。

「退学届」が提出されましたら、退学関係書類（指導要録の写し、健康診断票、歯科検査票、在学証明書、教科書、給与証明書等）を作成し、帰国前にお渡しいたします。受け取った書類は編入先の学校へご提出ください。

すでに、ホーチミンを離れ「退学届」を提出することができなかつた方は、日本からメールに添付してご提出ください。

※ 「退学届」は本校のホームページ（<http://www.jschoolhcmc.com/>）に掲載しております。

※ 送付先：[school@jschoolhcmc.com](mailto:school@jschoolhcmc.com)

退学日の日付は3月の末日でご記入ください。

※ 「退学届」を提出された場合、本校での在籍ではなくなります。戻って来られた時に編入学となります。

再編入学については入学金の納入は不要です。

- ② 退学せずに一時帰国をして、本校に在籍のまま日本の学校に体験入学をする場合は、体験入学の期間等を市町村教育委員会へお問い合わせください。

また、本校に在籍のまま編入学をする事ができるかどうかについては、市町村教育委員会へお問い合わせください。

但し、日本人学校に在籍していれば授業料の支払いが必要になりますことをご了承ください。

- ③ 中学部3年生のお子さんをお持ちの皆様へ

通常中学3年生の編入学の受け入れは通常1学期までとしておりましたが、コロナウイルスの影響で、いつホーチミンへ戻れるのか分からないという状況を考え、2学期以降の再編入学を受け付けます。

但し、日本の編入学先の学校から1学期の成績を日本人学校へ知らせていただくことが必要です。

また、その旨編入先の学校へ必ずご確認ください。

コロナウイルス感染や様々な制限が収束しホーチミン日本人学校に子どもたちの元気で明るい笑顔が一日も早く戻ることを強く願っております。